

議案第79号

幕別町監査委員条例及び幕別町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(幕別町監査委員条例の一部を改正する条例)

第1条 幕別町監査委員条例(昭和40年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(幕別町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例)

第2条 幕別町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和43年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。